

平成31年労第136号、同年労第137号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

#### 第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年8月1日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付、休業補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

#### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成21年4月18日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、タクシー乗務員として就労していた。
- 2 請求人は、平成27年3月24日、タクシー乗務中、別のタクシーに追突され（以下「本件事故」という。）負傷した。請求人は、同日、C医療機関に受診し「外傷性頸部症候群」と診断され、同年4月1日、D医療機関に受診し「頸椎捻挫」と診断され、同年5月25日、E医療機関に受診し「頸椎症性神経根症」と診断され、同年12月9日、F医療機関に受診し「頸椎症性脊髄症、難治性慢性疼痛」と診断された。

請求人は、上記傷病は、本件事故によるものであるとして、療養補償給付及び平成27年3月24日から平成28年11月9日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、平成29年2月16日、これらを支給しない旨の処分（以下「前回処分」という。）をしたため、前回処分を不服として、審査請求をしたが、棄却されたことから、前回処分の取消しを求めて、地方裁判所に提訴し、現在、係争中である。

- 3 本件は、請求人が、前回処分の後続請求として、療養補償給付、平成28年11月10日から平成30年3月7日までの間の休業補償給付及び障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、これらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し、本

件処分の取消しを求めて、審査請求をしたところ、審査官が、平成31年1月29日付けでこれらを併合して棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 原処分庁

(略)

### 第4 争点

請求人に発症した傷病が、本件事故によるものであると認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

#### 1 当審査会的事实認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件事故により新たな負傷が生じた旨主張しているので、以下検討する。

(2) 請求人は、本件事故について、「タクシーを時速45kmで走行中、前方のダンプが方向指示器を出さずに左折したのでブレーキを踏み時速15kmになったところ、後方から追突された。首に衝撃があったが、事故そのものは大した事故ではなかった。」旨申述しており、請求人の車両は、リアバンパーの交換だけで済んだことから、請求人の頸部に加わった外力は強いものではなかったことが認められる。

(3) また、請求人は、本件事故後の症状について、「ヘッドレストで頭を打った。首に痛みを感じた後で左肩と左首がチクチクした。気持ちが悪くなり、しんどくなってきた。外傷はなかった。」、「本件事故前から、首が痛く気持ちが悪い、首が重くてしんどい、両肘を曲げると重くてしんどい、両肘にしびれ・痛みがあった。両腕で特に肘が痛く、左の方がしんどいという状態があり、だんだん悪くなっていた。首と両腕、両肘、両手の痛みは悪化中であった。」旨申述しており、本件事故前から首の痛み等の諸症状が進行していたと認められる。

- (4) さらに、C医療機関の平成27年10月28日付け診療録には、「既に症状固定の状態、後遺症であり改善の見込みはないと説明。心療内科受診を勧める。」と記載されており、同年12月2日には、請求人がF医療機関の受診を希望したので、「平成26年9月に衝突され、その後から頸部、肩の凝り痛みを訴えている。画像上の変化はなく、精神的な要素が強いと説明。精神的な影響が大きいと思う。」旨の診療情報が提供された。そして、G医師の平成29年9月5日付け診断書においても、要旨、「平成26年9月、平成27年3月にも受傷歴がある。他覚的には明らかな異常は認めないが、異常感覚を訴える。心的要因が大きい可能性があり、自覚症状は持続するものと思われる。」と記載されている。
- (5) 請求人は、C医療機関の平成28年8月17日付け及び平成29年8月30日付け検査報告書の画像所見を基に、新たな負傷等が発生した旨を主張しているが、この画像所見について、H医師は、「従前の所見と変わりなく、症状の悪化を来すものは認められない。」旨意見しており、請求人に新たな負傷が発生したことや、加重・増悪があったことは認められず、他に請求人の主張を裏付けるに足りる医学的所見その他の客観的で信憑性のある資料はない。したがって、請求人の上記主張は、採用することができない。
- (6) 以上に鑑みれば、決定書理由に説示のとおり、請求人が本件事故後に医療機関で診断された「外傷性頸部症候群、頸椎捻挫、頸椎症性神経根症、頸椎症性脊髄症、難治性慢性疼痛」は、本件事故を契機に発症したものと捉えることはできず、既存の頸部に係る継続する病態であると判断され、本件事故との相当因果関係を認めることはできない。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年2月5日